

# 令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告は令和6年1月31日（水）までにお願ひします

## 受付場所

提出先	所在地	備考
南アルプス市役所 総務部 税務課 （資産税担当）	〒400-0395 南アルプス市小笠原 376	お問い合わせ先 055-282-1111（代表） 055-282-6093（直通）  郵送での提出先（左記の通り）
八田窓口サービスセンター	〒400-0298 南アルプス市榎原 800	
白根窓口サービスセンター	〒400-0292 南アルプス市飯野 2806-1	
芦安窓口サービスセンター	〒400-0293 南アルプス市芦安芦倉 518	
若草窓口サービスセンター	〒400-0393 南アルプス市寺部 725-1	
甲西窓口サービスセンター	〒400-0492 南アルプス市鮎沢 1212	

### ※ 申告書を郵送で提出される方へ

申告書の控えの返送を希望される場合は、必ず返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封して下さい。

### （目次）

1 固定資産税とは	1
2 償却資産とは	1
3 償却資産の種類とその例	1
4 申告に際して	2
5 申告の方法について	4
6 申告内容の確認調査及び実地調査等に関するお願い	9
7 国税の取扱いとの比較	9

山梨県南アルプス市役所  
税務課 資産税担当

## 1 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人が、その固定資産の評価額（価格）をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。（南アルプス市の固定資産税の税率は1.4%です）

## 2 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などの経営やアパート等の貸し付けを行っている方が、その事業のために用いている土地や家屋以外の有形固定資産（構築物・機械・工具・器具・備品等）をいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権・ソフトウェアなどのような無形固定資産、自動車税や軽自動車税の課税対象となっている車両などは課税の対象になりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

## 3 償却資産の種類とその例

固定資産税の対象となる償却資産は、次の表のようなものが当てはまります。

1 構 築 物	(1) 構 築 物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、フェンス、自転車置場、緑化施設など
	(2) 建物付属設備	電気設備、給排水設備、衛生設備などのうち家屋として固定資産税の対象になっていない部分
2	機 械 及 び 装 置	太陽光発電設備、旋盤、ポンプ、動力配線設備など
3	船 舶	貨物船、客船、ボートなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 及 び 運 搬 具	貨車、台車、フォークリフト、大型特殊自動車などで、自動車税及び軽自動車税の対象となっていないもの
6	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、いす、パソコン、測定工具、応接セット、陳列ケース、冷凍・冷蔵庫、ロッカー、コピー機、エアコン、自動販売機、理容及び美容機器など

## 4 申告に際して

### (1) 申告していただく方

工場や商店を営んでいたたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産をお持ちの方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を1月31日までに申告していただきます。

なお、前年中に事業廃止等により申告すべき資産がなくなった場合についても、資産を除却等した旨の申告をお願いします。また、「申告用紙が送られてきたが、償却資産を所有していない」という方も、お手数ですが、「該当資産なし」と申告書の備考欄に記入して提出してください。

### (2) 申告が必要な資産

償却資産の申告が必要な資産は、1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、次の要件を満たすものです。

- 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産
- 耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産

◎ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- ② 遊休資産（稼動を休止しているが、事業の用に供することができる資産）
- ③ 未稼動資産（すでに完成しているが、まだ稼動していない資産）
- ④ 借用資産（リース資産）であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑤ 租税特別措置法により、中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産のうち、全額を損金算入した資産

◎ 次のような資産は申告の必要がありません。

- ① 耐用年数が1年未満の資産
  - ② 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により、一時に損金算入されたもの
  - ③ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により、3年間で一括して均等償却を行うもの
  - ④ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの
- ※ ②～③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものは課税対象となります。

(参考) 耐用年数表 (「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋)

資産種類	細目	耐用年数	資産種類	細目	耐用年数					
構築物	建物	物置(簡易なもの)・ゴミ置場	構築物	カーテン、座布団、寝具、丹前 その他類似の繊維製品	3					
	建物付属設備	可動間仕切り(簡易なもの)		3						
	構築物	受変電設備		15	家具、 電気機器、 ガス機器 及び 家庭用品	食事または厨房用品 陶磁器製、ガラス製のもの その他のもの	2 5			
		工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園		7 20		その他 主として金属製のもの その他のもの	15 8			
		舗装路面		15		事務・ 通信機器	電子計算機 パソコン(サーバー用のもの を除く) その他のもの(サーバー)	4 5		
		コンクリート敷、ブロック敷 アスファルト敷		15 10			複写機、計算機、レジスタ、 タイムレコーダーその他これ らに類するもの	5		
		露天式立体駐車場設備		15			電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 その他のもの	6 10		
		下水道(コンクリート造)		15			看板広告 器具	看板、ネオンサイン及び気球 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5	
		コンクリートブロック塀		15				金庫	5 20	
		フェンス(金属造の塀)		10		理容又は 美容機器	消毒殺菌用機器 手術機器 調剤機器 歯科診療用ユニット その他のもの レントゲン、その他電子装 置使用機器 移動式のもの、救急医療用 のもの及び自動血液分析器 その他のもの	4 5 6 7		
		広告用のもの 金属造 その他のもの		20 10				前掲の もの以外の もの	漁具 自動販売機 無人駐車管理装置	3 5 5
		立体駐車場のターンテーブル		10		工具・ 器具・ 備品	医療機器		4 5 6 7 4 6	
	食料品製造業用設備	10		応接セット 接客業用のもの その他のもの	手さげ金庫 その他のもの			5 20		
	自動車整備業用設備	15								理容又は 美容機器
農業用設備	7	陳列棚、陳列ケース 冷凍機付または冷蔵機付 その他のもの	接客業用のもの その他のもの	5 8						
クリーニング設備	13				ラジオ、テレビ、テープレコー ダ、その他音響機器			ラジオ、テレビ、テープレコー ダ、その他音響機器		5 5
太陽光発電設備	17	冷房用または暖房用機器、冷 蔵庫、洗濯機、その他類似の 電気機器、ガス機器	冷房用または暖房用機器、冷 蔵庫、洗濯機、その他類似の 電気機器、ガス機器	6 6						
家具、 電気機器、 ガス機器 及び 家庭用品	事務机、椅子、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの				15 8			器具・ 備品		漁具 自動販売機 無人駐車管理装置
		接客業用のもの その他のもの	5 8							
				陳列棚、陳列ケース 冷凍機付または冷蔵機付 その他のもの						
		その他の家具 接客業用のもの	5 5							
				ラジオ、テレビ、テープレコー ダ、その他音響機器						
		冷房用または暖房用機器、冷 蔵庫、洗濯機、その他類似の 電気機器、ガス機器	6 6							
				じゅうたん、その他床用敷物 小売業、接客業用のもの その他のもの						

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率	減価残存率	
		前年中 取得の もの	前年前 取得の もの			前年中 取得の もの	前年前 取得の もの			前年中 取得の もの	前年前 取得の もの
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

## 評価額計算例(概算) 取得価格 200 万円 (耐用年数 17 年) の資産の場合

1 年目 2,000,000 円 (取得価格) × 0.936 (減価残存率) = 1,872,000 円 (評価額)

1,872,000 円 (課税標準額) × 1.4% (税率) = 26,208 円 (税額)

2 年目 1,872,000 円 (前年度評価額) × 0.873 (減価残存率) = 1,634,256 円 (評価額)

1,634,256 円 (課税標準額) × 1.4% (税率) = 22,879 円 (税額)

以降、毎年減価しますが、取得価格の 5%を下回る場合は取得価格の 5%が評価額になります。

## 5. 申告の方法について

### 提出書類一覧

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和 6 年 1 月 1 日 現在において 所有されている 全ての償却 資産	令和 5 年 1 月 2 日 から 令和 6 年 1 月 1 日 までの間に 増加又は減少 した償却資産	償却資産 申告書	種類別明細書	
					増加資産・ 全資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○※4	○※4
	増加及び減少した資産のない方			○※1		
	廃業又は資産所在地を区域外に移転された方		○	○※2		○※4
	償却資産を所有されていない方			○※3		
企業電算処理方式	初めて申告される方	○		○	○	
	前年以前に企業の電算処理により申告された方	○		○	○	
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○※2		
	償却資産を所有されていない方			○※3		

※1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄に「増減なし」と記載してください。

※2 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄にその旨(「令和5年4月廃業」等)を記載してください。

※3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄に「該当資産なし」と記載してください。

※4 昨年の償却資産細目一覧表が同封されている方は、そちらにご記入いただいても結構です。

※5 電算機打ち出しによる申告書の方及び「申告用紙の送付は不要」と申し出のあった方には、申告用紙の同封を省略しております。

償却資産申告書・種類別明細書の用紙が必要な場合は、税務課までご連絡いただければ郵送いたします。

また、南アルプス市ホームページで用紙をダウンロードすることもできます。

市ホームページ・アドレス=<https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>

# 記入例

令和 年 月 日  
南アルプス市長 殿  
受付印

## 令和 6 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

※所有者コード  
○○○○○○○○○○

宛名シールに記載されている8桁のコードを  
記入して下さい。  
※新規の方は記入不要です。

1 住所 (ふりがな) 山梨県南アルプス市小笠原○○○ (電話○○○-○○○-○○○)	3 個人番号又は法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○	8 短縮耐用年数の承認 有
2 氏名 (ふりがな) みなみ たろう 南 太郎 (屋号 )	4 事業種目 (資本金等の額) アパート経営 ( 百万円) 平成22年4月	9 増加償却の届出 有
取得 (1) 前年中に取得したもの (1) 1,000,000	5 事業開始年月 (この申告に申告する者の氏名及び氏名) 南72子 (電話 00-00-00) 総務課 (電話 - - )	10 非課税該当資産 有
(2) 前年中に減少したもの (2) 500,000	6 税務会計上の償却方法 定率法	11 課税標準の特例 有
(3) 前年中に取得したもの (3) 700,000	7 税理士等の氏名 ( )	12 特別償却又は圧縮記帳 有
取得価額 1,300,000	13 税務会計上の償却方法 定率法	13 税務会計上の償却方法 定率法
償却資産の種類 構築物	14 青色申告 有	14 青色申告 有
機械及び装置	15 市(区)町村内における事業所等 小笠原○○○	15 市(区)町村内における事業所等 小笠原○○○
船舶	16 市(区)町村外における事業所等 ②	16 市(区)町村外における事業所等 ②
航空機	17 市(区)町村外における事業所等 ③	17 市(区)町村外における事業所等 ③
車両及び運搬具	18 市(区)町村外における事業所等 ④	18 市(区)町村外における事業所等 ④
工具、器具及び備品	19 市(区)町村外における事業所等 ⑤	19 市(区)町村外における事業所等 ⑤
合計	20 市(区)町村外における事業所等 ⑥	20 市(区)町村外における事業所等 ⑥

新規・増減がある方は、資産の種類ごとに資産の取得価額を記入して下さい。

<18 備考 (添付書類等) >  
◎前年中に資産の増減がなかった場合は、「令和 5 年中増減なし」と記入して下さい。  
◎該当する資産がない場合は、「該当資産なし」と記入して下さい。  
◎住所、氏名等に異動がある場合は異動事由 (商号変更等)、異動年月日等の参考になる事項を記入して下さい。  
◎課税標準の特例適用資産、減免該当資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称を記入して下さい。

貸主の名称等  
16 借用資産 (有・無)  
17 事業所用家屋の所有区分 自己所有  
18 備考 (添付書類等)

資産の種類	評価額 (円)	決定価格 (円)	課税標準額 (円)
1 構築物	1,000,000	800,000	1,300,000
2 機械及び装置	500,000	500,000	500,000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具	700,000	600,000	1,300,000
6 工具、器具及び備品	1,700,000	1,400,000	2,600,000
7 合計			

企業の電算処理で申告する方以外は  
この欄の記入は不要です。

<16 借用資産 >  
借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記載してください。

新規事業者および令和5年中に償却資産を取得された方（明細書【緑】）

記入例

新規事業者は「全資産用」、新たに償却資産を取得した方は「増加資産」を○で囲んで下さい。

<資産の種類>  
資産の種類に記入する番号は下記のとおりです。  
1:構築物  
2:機械及び装置  
3:船舶  
4:航空機  
5:車両及び運搬具  
6:工具、器具及び備品

<取得年月>  
取得した年月を記入してください。年号は下記のとおりです。  
1. 明治 2. 大正 3. 昭和  
4. 平成 5. 令和

<取得価額>  
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用も含みます。）を記入してください。  
圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和6年度 所有者コード ○○○○○○○○○○	所有者名 南 太郎	資産コード	資産の種類 番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号 年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例 率 コード	※課税標準額	枚数を記入してください。	
													増加事由	増加事由
01	1	5	5	5	1	5	5	10	0.4	500,000	0.2	1	1	
02	1	5	5	6	1	5	6	15	0.2	300,000	0.2	0	0	
03	6	5	5	7	6	5	7	6	0.2	600,000	0.2	0	0	
04									1.2		1.2			
05									3.4		3.4			
06									1.2		1.2			
07									3.4		3.4			
08									1.2		1.2			
09									3.4		3.4			
10									1.2		1.2			
11									3.4		3.4			
12									1.2		1.2			
13									3.4		3.4			
14									1.2		1.2			
15									3.4		3.4			
16									1.2		1.2			
17									3.4		3.4			
18									1.2		1.2			
小計												1,400,000		

<増加事由>  
資産を取得した事由について該当する番号を○で囲んで下さい。  
1. 新品取得  
2. 中古取得  
3. 移動による受入  
4. その他

<耐用年数>  
耐用年数は所得税又は法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。  
耐用年数の短縮については国税局長の承認を受けたときは、国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに○印を付けてください。



令和5年中に償却資産が減少した方（明細書【赤】）

種類別明細書（減少資産用）

令和6年度		所有者コード		所有者名		減少の事由及び区分		申告年度		耐用年数		取得価額		取得年月		数量		資産の名称等		資産のコード		抹消コード		行番	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		南 木 郎		1 枚のうち 1 枚		1 2 3 4		23		10		500,000		4 22 4		1		駐車場アスファルト舗装		〇〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇〇		01	
<p>記入は不要です</p>																									
<p>＜資産の種類＞ 資産の種類に記入する番号は下記のとおりです。 1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機 5：車両及び運搬具 6：工具、器具及び備品</p>																									
<p>＜取得年月＞ 取得した年月を記入してください。年号は下記のとおりです。 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和</p>																									
<p>＜減少の事由及び区分＞ 資産が減少した事由とその区分について該当する番号をそれぞれ○で囲んで下さい。 ◎資産の全部が減少した場合 「減少の事由」の該当する番号1～4を○で囲み、「摘要」欄に該当資産の売却先、移動先等、具体的な減少内容を記入してください。 ◎資産の一部が減少した場合 「減少の事由」の該当する番号1～4を○で囲み、「摘要」欄に該当資産の減少した取得価額等、具体的な減少内容を記入してください。</p>																									
<p>枚数を記入してください。</p>																									
<p>小計 500,000</p>																									





種類別明細書に代えて資産の増減を申告する方（4ページ※4）

前年度の資産（昨年申告分）  
令和5年1月1日現在

償却資産細目一覧表

氏名 南太郎  
(宛名番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 個人番号 )

資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期		耐用年数	取得価額	特例 非課税
				号	年月			
1	1	フェンス	1	4	21 3	15	847,000	
2	1	自転車置場	1	4	21 3	15	224,500	部減失
			2				489,000	
3	1	看板	1	4	21 3	15	285,000	全部減失
4	1	駐車場アスファルト舗装	1	5	5 6	10	500,000	新品取得
5								
6								
7								
8								

新規取得の場合は、空欄に記入してください。

資産番号の記入は不要です。

<種類>  
資産の種類に記入する番号は下記の通りです。

- 1: 構築物
- 2: 機械及び装置
- 3: 船舶
- 4: 航空機
- 5: 車両及び運搬具
- 6: 工具、器具及び備品

<取得時期>  
年号は下記の通りです。

- 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和

<耐用年数>

耐用年数は所得税又は法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。

資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期		耐用年数	取得価額
				号	年月		
21							
22		資産の一部が減少した場合は、残分を記入してください。					
23							
24							
25							
26		取得・滅失の理由を「特例・非課税」の欄に記入してください。					
27							
28							
29							
30		全部滅失の場合は二重線で取消して下さい。					
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							

記入例

## 6 申告内容の確認調査及び実地調査等に関するお願い

申告書の受理後、申告内容等の確認のため地方税法第353条及び第408条に基づいて、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査等を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

## 7 国税の取扱いとの比較

所得税や法人税における減価償却と、固定資産税における償却資産は取り扱いが違う部分があり、これを比較すると次のとおりになります。

項目	国税の取扱い (所得税・法人税)	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制度 〔建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物付属設備及び構築物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制〕	定率法のみ ※ 減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 ※ 法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却、割増償却の制度	認められます (租税特別措置法)	認められません
増加償却の制度	認められます (所得税、法人税)	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価(一部合算評価)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

※国税における償却資産の取り扱いについては、最寄りの税務署にご相談ください

ご不明の点については、税務課資産税担当までお問い合わせください。

山梨県南アルプス市役所  
総務部 税務課 資産税担当  
〒400-0395  
山梨県南アルプス市小笠原376  
TEL: 055-282-1111(代表)  
055-282-6093(直通)  
FAX: 055-282-6449